

会議録

会議の名称	令和4年度第5回新城市市民自治会議
開催日時	令和5年1月27日（金）午後6時30分から
開催場所	新城市役所本庁舎4階会議室
会議の次第	1 あいさつ 2 議題 （1）新城市自治基本条例解説について （2）答申案について 3 その他
出席委員	鈴木誠会長、前澤このみ副会長、今泉仁委員、原田守委員、鈴木雅晴委員、清水良文委員、熊谷則之委員、前沢美津男委員、大中範久委員、丸山幸治委員、加藤稜唯委員、山本青空委員
欠席委員	太田幸江委員、齊藤美代子委員、浅井架那子委員

1 あいさつ

会長から簡単なあいさつがされた。

2 議題

(1) 新城市自治基本条例解説について

新城市自治基本条例の解説につきまして、ご説明させていただきます。

前回の会議において出された意見や、個々の委員より出されました意見について、会長、副会長と事務局の方で検討をさせていただきました。前回の会議でお示しした改正案からさらに変更した案を、今回の会議資料として配布しております。また、12月22日の会議でお示ししました改正案からさらに変更した部分につきまして、新旧対照表をつけておりますので、こちらの資料を使いまして説明をさせていただきたいと思っております。

主な変更点についてご説明します。

1点目ですが、主語、述語などにつきまして、再度文章をチェックしました。

例えばですが、1ページの前文のところですが、点線の四角の中、1行目「特に条例を制定することの由来や背景など、条例制定の理念を強調する必要がある場合に置かれるものです。」に主語がないために、「前文は」という主語を付ける。それから3ページの第4条ですが、「市民が市政について参加できる仕組みを整え」に主語がないというご指摘がございましたので、「議会及び行政が」を追加させていただいております。

それから2点目です。前回の会議で、子どもにもわかる言い回しや表現がいいという意見がございましたので、再度全文を確認しまして修正をしております。

例えばですが、全体的に「等」を「など」とひらがな表記したり、「現在は」を「今は」、「有します」を「持っています」、「則って」を漢字ではなくてひらがな表記する。それから第1条のところ「整備され」とありますけども、これを「整えることで」ですとか、3ページの第3条のところ「整合性を図るもの」を「矛盾が生じないように」といった形で、できるだけ子どもにもわかるような表現にしております。

それから、1ページの前文のところ、「それらを果たしていくために協働を進めていくことで」とありますけども、これをさらにかみ砕いた表現ということで、「お互いに腹を割って話し合い、協力して、新城市が元気に住み続けられ、世代のレレーができるまちになるよう」といった形で修正をさせていただきました。

それと5ページです。第10条がございしますが、こちらの2行目に「市民から信託された意思決定機関」という言葉がありますが、こちらをかみ砕いた形で、「住民から選挙で選ばれた代表者の集まりであり、予算や条例などを決める

議決機関」といった形に変えました。

それと、第2条のところでは、第2条の第1項第2号のところでは「市民」の定義があります。その「住民」の後ろに括弧をつけて、補助的な言葉を追加しております。「住民（新都市に住民票がある人）」それから、「公益活動する団体」につきましては、括弧して「特定非営利活動法人、ボランティア団体など」といった形です。

同じような形で、括弧で補助的な表現をしているものとして、23条、10ページですけども、こちらにも、「必要な財源」と言った言葉がありますけども、この後に括弧で、「市税、国・県補助金、市債など」ですとか、「遊休施設を再活用」というところがありますが、その後ろに「売却、譲渡、補修など」といったものを、括弧で補助的に説明をしております。

あちこち行って申し訳ございませんが、もう一度前文の方に戻っていただきまして、上から5行目です。「これからの地方分権時代には」という言葉がありますけども、これにつきましては、条例施行から10年が経過しまして、現在は地方分権が進行形或いは古い表現であるということから、「本来、地域の自治を進めるためには」という言葉に変えました。

続いて、4点目、2ページです。第2条ですけども、前回の会議でご指摘をいただいている部分です。第2号のところでは、官公庁や病院など市外から通う人もいるというご意見をいただきましたので、「市内の企業や学校へ通う人たち」という表現を「市外から市内の企業や学校、官公庁などに通う人」というような表現に変えさせていただきました。

5点目です。同じく第2条の第7号のところでは、前回の会議で「行政区等」の定義について、紛らわしい表現であるというご意見をいただきました。これにつきましては、「行政区とは、地縁に基づき、市が新都市区長の設置等に関する条例で定めた自治組織を指します。また、「等」の中には、行政区の下部組織である組や班のほか、地方自治法で定められた認可地縁団体も含まれます。新都市では、行政区等について、身近な地域において主に地縁により結びついた人々が地域社会を住み良くするための活動を行う自治組織のことをいいます」という表現に修正をいたしました。

同じく、8ページ第18条のところでは、行政区等という項目がございます。原文の方では、ここで再度、行政区等について定義を記載しておりましたが、こちらについては第2条の方で定義をしておるということで、あえて2度書く必要はないということで、18条の方は2行削除するというような形にしております。

それから最後ですけども、10ページ、第24条です。前回までの会議で、市民自治会議は市の施策や各事業について、実施の可否、善し悪しを検証評価

する機関ではないとされましたので、それについて明記をしたということです。

解説書につきましては以上で説明を終わります。皆さんから本日再度ご意見をいただきまして、最終的なものとしていければと思いますので、ご検討の方よろしくお願いたします。

《意見交換》

委員	今になって言うのは大変申し訳ないのですが、3ページ。第1条の説明のところに「この条例は、市民が主役のまちづくりを推進し」と書いてあるんですが、やっぱりここも主語を入れてほしい。誰がこれを目指すのかってことです。
会長	こちらの新城市自治基本条例解説案、これを基にしておっしゃってますね。
委員	はい。
会長	これの3ページ。ちょっと待ってくださいね、皆さんに確認しますから。3ページのどこの箇所を今言われましたか。
委員	第1条の「条例の目的を定めています」のその下ですね。「この条例は」のところの言い方、文章に対して主語を入れてほしい。誰が目指すのかわからないんですよ。私は「新城市が」こういうことを目指すのではないのかと思うんですが。私とすれば、「新城市が」世代のリレーができるまちをつくることを目指していますと。
会長	条文の改正提案ということですね、そうすると。目的第1条の、「この条例は」の後で、新城市のまちづくりに関する云々というところがありますけども、そここのところに主語を入れた方がいいという、こういう条文の改正提案をお話されたということですね。
委員	はい、入れていただけると大変わかりやすいと思います。 次に4ページ。第7号のところで、「行政区とは、地縁に基づき」と書いてありますが、行政区の設置条例を見ますと、地勢だとか、土地のことが書いてあるんです。行政区はすべてがその地縁に基づいて決められてるわけじゃないですので、これを地縁だけについて記載すると、また誤解を生ずる恐れがありますので、条例の文章を参考にして直していただけるといいかなと思います。 それから6ページ。市民主役の原則のことが書いてあります。説明、まあ条文も問題なんですけど、これは第1条の「市民が主役」の意味と、ここの主役の意味が違うんですよ。第1条は、市の政策として市民を主役として考えますよってということだと思ってるんですよ。けどここでは、市民が一人一人を考えて活動する、行動すること

	<p>だつて書いてある。それと7ページの第6条を見ますと、市民の責務と違っておるんですよ。意味合いが違うんですよ。</p> <p>ですので第1条と第4条の市民一人ひとりがっていうのと、第6条の市民の責務と、食い違っている。ですので、本来は、議会と行政が、市民を主役としたまちづくりの政策を行いますよってことが本当ただと思うんですよ。それで、これによると、主役となってまちづくりを進めますと書いてあると、市民が好き放題やっても全く問題ないということにもなりかねないわけですね。</p> <p>ですので、これ条文自体がちょっと問題なのかなと思います。ですので、できれば、ここの条文は第6条と第1条と合うようにしていただきたい。</p> <p>それと、これは、単なる独り言です。市の組織を毎年のように変えられると大変住民としては困るということだけお願いをしたい。</p>
会長	<p>はい。いろいろご指摘ありがとうございます。今ご指摘いただいているのは、冒頭確認した条文の見直しについてのご指摘が多いんですね。</p>
委員	<p>そうです。</p>
会長	<p>実は今日ご審議いただきたいのは、この条文の解説案について、なるべくご指摘をいただきたいと思いますので、それが趣旨なので。ですから、条文を直すとなると、これは非常に大掛かりな作業になってきますので。むしろ解釈の点において、条文の解釈についてこうではないかというご指摘であれば、その部分について、記録を取って、そして検討していきたいと思っておりますけどね。</p>
委員	<p>解説は根本的な問題じゃないので、言うだけは言っておきます。</p> <p>今度は解説15ページ。住民投票の実施の要件ですね。「住民投票は18歳以上の選挙権のある住民の総数の3分の1以上」って書いてあるんですが、これは日本の国籍があるっていうのは、記載しなくてもよろしいでしょうか。</p> <p>それから、16ページ、第17条ですが、地域自治区に市長の権限の一部を地域に移すことが書いてありますが、一切記載されておられません。地域自治区に、市長の権限をどのようにして、どういうことを移すかっていうことは一切記載がされてないわけですよ。</p> <p>それで改めてここに書かれちゃうといかんと思うんですよ。ですので、一切地域自治区は、市長の権限の一部は、明確に記載されておられません。ですので、直していただく必要があると思います。</p>
会長	<p>これは地域自治区条例も確認されましたか。</p>

委員	<p>それからですね、同じく、18条の説明で、「行政区等の地縁団体について定めています」って書いてあるけども、これはまた、行政区等と地縁団体は別ですので、「行政区等及び地縁団体」に書き直した方がいいんじゃないでしょうか。</p>
会長	<p>はい。随分たくさんありましたので、ちょっと事務局の方で記録を取っておいていただいて、それで少し後で検討しましょう。</p> <p>とりあえず皆さんからも他にも意見があると思いますので、ここで審議してしまうと他の皆さんが発言用意していたものが無駄になってしまうことがあって、ひとまずご意見をいただきましょう。</p> <p>ただ今日の議題はあくまでも解説の見直し、検討なので、その部分についてご意見、記録してですね、後でまとめて審議をしたいと思います。</p> <p>それでは、他の委員の人のいかがでしょうか。</p>
委員	<p>それでは、ページ数でいくと、3ページの定義。第2条に「この条例において使用する用語の意義は、次のとおり」とあるんですけど、「意義」より「意味」の方がいいんじゃないかなと。「意義」というと何か価値感も含まれてる。「意味」の方が良いかなと。まあ一つの意見です。</p> <p>続いて、4ページの真ん中より下辺りの（4）ですね。</p> <p>「第4号は、「行政」の定義です。「行政」とは、新城市の執行機関のことです。教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会など各種委員会と、市長もここに含まれます」と書いてありますが、この中で市長の前の教育委員会から選挙管理委員会、監査委員と続いて各種委員会等というふうに記述してあるので、監査委員も委員会の仲間に入っているというふうにとらえられますよねこれ。誰が読んでも。監査委員は委員会じゃないので。市長もここに含まれますと書いてあるんで、「市長、監査委員もここに含まれます」というふうにするか。やり方あると思いますけど、監査委員は委員会ではないので。この表現だと農業委員会、固定資産評価審査委員会なんかと同じように各種委員会というふうにとらえられるので、この場所に監査員は置かない方がいいんじゃないかなということです。おわかりいただきましてよかったです。</p> <p>それから、12ページのこの素晴らしい。同心円じゃないけども、円が交わってるんですね。ここで、12ページの上、すぐ上に短冊のように横長の「市からの情報発信」というのと、その横に「議会</p>

からの情報発信」。その上に「市民からの情報発信」というのがあるわけなんですけど。この「市からの情報発信」というのは、「市」というのは、この解説書の3ページによれば、市には、議会と執行機関が含まれると書いてあるんですね。3ページの定義の。市という定義は、「議会及び市の執行機関を含めた地方公共団体をいいます」とありますので、これね、12ページ戻りますけど、議会からの情報発信がちゃんとここに、「議会からの情報発信」という項目の、短冊がありますので、「市からの情報発信」というふうに、記載すると市ってというのは、今言ったように議会が含まれますのでね。ここは「市」じゃなくて、「行政」ですねこれ。行政じゃないと言われるかもしれないけど、市ではないような気がしますよこれ。ここに議会は入ってない。議会はもう新しく項目がありますので。市議会中継だとか市議会だより、ホームページ。どうでしょうかね。

それから、この四角の枠の上の米印の後市民参加云々っていうところ。書体がね、これちょっと変換ミスで変換してないですね、ゴシック体に。明朝のままですね。だからこれゴシック体にした方がいいじゃないかと。

それから、20ページですね。このカラフルにさせていただいたので、とても見やすくなっていいですね。それで、ここにね、確かに、執行機関と、今非常に問題になってる市民自治会議が附属機関であるというふうに定義しましたので、この会議でですね。附属機関、執行機関ということで、よくわかっていいんじゃないかと。市長の附属機関。独立機関じゃなくて、市民自治会議も若者議会や地域協議会などと同格の組織である。

執行機関の下に補助機関ってありますけどね。この図を見ると補助機関というのは、左から見ていくと、市長の下にある会計管理者とか副市長とか、各部局ですね。市の職員、一般職員。これが補助機関であるっちゃうことはよくわかるんですけど。補助機関を入れなくてもいいんじゃないかなと思います。かえってわかりやすい。執行機関と附属機関がよくわかれば、これ議会の執行機関のうちの一つなんだから議会もこう色をつけて。そして議会と事務局を結ぶ線の中に議長を入れたらどうでしょう。教育委員会と事務局の中に教育長入ってるので。ここに議長を入れてあげないと、気を悪くするような気がします。理屈に合ってると思いますね。はい。意見ですよこれ。補助機関はなくてもいいんじゃないかと。何なら執行機関と同じように附属機関に色をつけたらよろしい。できるだけ、2

	<p>色刷にすると費用かかるなら絶対やめてください。2色刷にしなくても、黒の網掛けでもいいです。</p> <p>それから、説明の、これよくできてきたんですけども、6行目。段落の最後のところ。「検討・協議・提言することをいいます」とです。とてもよくまとめていただいたんですけど。会長さんが作られた答申案を見るとですね、検討の前に調査とかね、そういう言葉が入っているので、「則して行われているかどうかを」。「則して」ってこれ「のっとして」っていうふうに変更するんですかね。小学生にもわかるように。「のっとして行われているかどうかを調査・検討」っていうふうに文章作っていったら、会長さんの答申とも整合性がとれるんじゃないかなあと、矛盾がないかなと思うんです。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。ひとまずお伺いをしてですね、それで後でまとめて検討したいと思います。</p> <p>それでは他の委員の皆さんどうでしょうか。他に指摘あれば。ではひとまず、今お2人の方からいただいた、条例の解説内容に関わる場所について、まず事務局の方からお答えいただきながら、他の委員の皆さんもご意見あれば、追加して、コメントするというふうでよろしいですか。</p> <p>事務局の方がいいですか、準備。</p>
事務局	<p>すいません。たくさんあるので、まずわかっているところからよろしいですか。</p> <p>地域自治区の関係で、16ページ、第17条。「市長の権限に属する事務の一部を担い」のところですね。権限に属する事務の一部を担うというところですが、これは地方自治法に、地域自治区の設置という項目があるんですけども、そこで「市町村は市町村長の権限に属する事務を分掌させ」、分掌というのは分けて担わせるということですけども、「及び地域の住民の意見を反映させつつ、これを処理させるため、条例で、その区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができる」というふうに書かれておりますので、ここは市長の権限に属する事務の一部を担っているのは、この地方自治法の方でもこのように書かれておりますので、問題はないかというふうに思います。</p> <p>それと、ご指摘のありました20ページの図のところですが、先ほど執行機関ですとか補助機関ですとか、議会、こういったものの、なかなか分け方が難しいかとは思いますが、これも地方自治法の方に、第6章のところでは議会というものが定められていま</p>

	<p>す。第7章のところに、執行機関というふうにあります、その執行機関の中に、補助機関ですとか、委員会及び委員という決めがあります、その執行機関の中には委員会や委員が含まれているということになります。監査委員もその中に記載の方がされております。</p> <p>ですので、先ほどの4ページの(4)ですね。第4号の行政の定義というところでは、新城市の執行機関ということでございますので、教育委員会から選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、それから固定資産評価審査委員会、こういった各種委員会と市長、これが地方自治法の方で、執行機関として定められているということです。</p>
委員	<p>そこは私も同じ意見です。</p> <p>各種委員会の中に監査委員を入れるってとこですね、改めたほうがいいんじゃないかと。地方自治法によれば監査委員は、委員会じゃないもんですからね。</p> <p>だから、執行機関ですよもちろん監査委員も。ということです。</p>
事務局	<p>はい。承知しました。</p>
委員	<p>委員会が最初ずっと書かれて、各種委員会っていうのが包含されてしまうんで、ただ、職務としてはあるんだから、各種委員会っていう文章の後に、市長さんの前に、個人としてやるなら「監査委員及び市長」或いは「市長及び監査委員」にした方がいいということです。だからその部分を下のところへ持っていけばいいということなんですね。</p> <p>そうするとですね、監査委員もそこに載ってないっていう方は問題ありますよね、文章上。だから、ずっと書いていった最後に各種委員会ってことで包含しちゃうってことに問題があるから。各種委員会っていうことの後に、個人として、監査委員っていうことを明記しとかなないとまずいですよね。</p>
会長	<p>事務局いいですか。</p> <p>ちなみにですね、今いろいろと説明した根拠について、地方自治法では、ここの説明のところってのはどんなふうに扱ってますか。行政は、市の執行機関なんだけども、ここの執行機関というところでは云々とありますけども。</p>
委員	<p>監査委員は各種委員会ではない。</p>
会長	<p>それはわかりましたけども、地方自治法では、関連表記はどういうふうになってたってことを事務局に確認している。特段なけれ</p>

	<p>ば、今のご指摘で結構ですけども、自治法で何がしか関連表記があれば、それを紹介しといた方がいいということです。</p>
事務局	<p>地方自治法の方では、委員会と委員っていうのが同じ項目のところにあります。で、教育委員会から始まりまして、公平委員会、選挙管理委員会、次に監査委員で、人事委員会ですとか公平委員会というふうに監査委員の前後に委員会が記載はされておりますね。</p> <p>なので、おっしゃるとおり、各種委員会っていうと、委員会をまとめておいたほうがいいでしょう。それと委員は別にするっていうのは理解をしました。</p>
会長	<p>はい。特に解説文になるので、よりわかりやすくという観点からすると、やはり今のようなご指摘の誤解がないように表記するということは、法令上問題なければ、それで結構です。</p> <p>それでは、他はもういいですか。事務局の方、新たに指摘説明するところがありますか。</p>
事務局	<p>12ページの第14条ですが、ご指摘いただきました、文字がゴシック体になっていないところ、そこは修正します。</p> <p>それと、12ページの下の方の青い丸の「市からの情報発信」。これも定義がされていて、おっしゃるとおりかなと思いますので、「行政」ということでいいかなと思います。「行政からの情報発信」という形で訂正したいと思います。</p>
会長	<p>それから3ページの定義。第2条。「この条例において使用する用語の意義は」と書いてあるんだけど、これは「意味は」ではないでしょうかというご指摘をいただいたので、これはどうですか。</p>
事務局	<p>これが条文のほうになるので。</p>
委員	<p>条文なら作られた方の意思が入ってるのでね。今回は、直さない。</p>
会長	<p>条文は今回触らないっていうことになってますけども、この表記、〇〇さんなにかありますか。</p>
委員	<p>この場合、これが正しいのかどうかというのはわからないので、他の条例とか法もあるので、その時にこういう定義ってあるんですね。定義って絶対やってますから、ちょっとそこと比較したらどうかなというふうに思いますけども。</p>
会長	<p>そうですね。</p> <p>それと実は、今日冒頭説明していただいた新旧対照表の方の第2条のところでも新旧書いてあるんだけども、一番上です。「第2条では、この条例の中で用いられることばの意味をを定めています」。「意味」ってことをいってるので、要するに「意味」なんですよね。</p>

	<p>〇〇さんが指摘されたように。</p> <p>今〇〇さんが言ったように、他の条例で扱っている用語の定義についてどういうふうに書かれているかってことを1回チェックしていただきますけども。</p> <p>もしかしたらコピーが間違ってるかもしれないし、ちょっと1回確認してっていう。ちょっと皆さん時間ください。</p>
委員	<p>あとは、第2条の条文の方になりますが、(6)だけ改行の関係で2行目が他とずれちゃってる。一つだけ左に寄っちゃってるので、他のものと合わせてください。</p>
事務局	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>
会長	<p>はい。今確認をしてるので、わかった範囲で、事務局ちょっと確認をしてお答えいただければと思います。</p> <p>ひとまずここは、他の関連政省令がどうなってるかというふうにして、もし間違いであれば、条文そのものに手を付けるということになるので、これは重要で、適切に手続きを変えていく必要がありますね。</p>
事務局	<p>すいません先ほどの「意義」ですけども、条文の方、一応「意義」ということになっております。</p> <p>ですので、他の条例等と、また比べて、直すところは直していくような形にはしたいと思います。</p>
会長	<p>はい。〇〇さん、今のような指摘でいいですか。</p>
委員	<p>はい。</p>
会長	<p>ご指摘ありがとうございました。</p> <p>事務局の方、他に追加で説明できるものはありますか。</p>
事務局	<p>15ページの解説のところですね。実施の要件っていうところですね、住民投票が18歳以上の選挙権のある住民のということで、条文の方では「18歳以上の日本国籍を有する住民は」というふうに書かれているもんですから、解説の方にも国籍を有するという言葉を入れた方がいいんじゃないかというご指摘でした。私たちもどういいう書き方がいいかなっていうことを考えたときに、「選挙権のある」という言い方にしました。選挙権があるということになりますと、日本国籍を有する者が選挙権を有しているということで、その方がわかりがいいのかなというふうには思いました。で、今この文章のように選挙権があるという言葉で表しております。</p>
会長	<p>はい。わかりました。</p> <p>それでは今、この解説についていろいろとご指摘なり回答しても</p>

	<p>らったわけですが、その他ご意見ある方、いかがでしょうか。</p> <p>それでは皆さん、今ご指摘いただいたことと回答いただいたこと、さらには、あとのところについては現行でよろしいでしょうか。</p> <p>はい。ありがとうございました。</p> <p>それでは、先ほどの、一応「意義」ということになってるんだけど、第2条のところですね。定義の「この条例において使用する用語の意義は」となってるけども、これ再度事務局で検討してもらって、それでもし修正すべきということがあったら、適切な手続きを経て、修正をして、その結果を委員の皆さんに後で報告をするという手順でいきたいと思います。</p> <p>はい、じゃあそういうことでよろしくお願いします。</p>
--	--

(2) 答申案について

	<p>答申案につきまして、ご説明させていただきたいと思います。</p> <p>皆さんに郵送で答申案の方を送らせていただいておりますが、これまでの市民自治会議で出されたご意見をまとめたものとなります。</p> <p>最初に、今年度の市民自治会議の経過を記載しております。今年度は、新城市自治基本条例制定後に制定された、新城市独自の条例や計画等について、構想段階、計画段階、策定・運用段階において、どのように市民参加の機会が設けられていたのかを調査しました。</p> <p>その結果として、新城市自治基本条例の理念に従い、様々な条例、計画などの各段階において、様々な市民参加の手法がとられていたことがわかりましたが、一方で、新城市自治基本条例及びその理念が必ずしも市職員に浸透していないことや、市民に関わる施策のうち、一部の施策においては、市民への情報共有が不十分であったり、新城市自治基本条例がうまく活用されていない事例もあるということがわかりました。</p> <p>そこで、この結果を踏まえて、新城市自治基本条例やその解説書、さらには、市民自治会議条例に規定されている新城市市民自治会議の所掌事務についての見直しを進めてきました。</p> <p>そういった話し合いの結果、市民、議会及び行政が新城市自治基本条例を適切に運用していけるように、大きく分けて4点について市へ検討するよう答申する案となっております。</p> <p>1点目は、新城市自治基本条例の解説書について、市民に伝わりやすい表現や文章となるよう、次の諸点を参考にして見直しをいただきたい。</p> <p>2点目として、新城市市民自治会議の所掌事務について、以下の点について見直しを行っていただきたい。</p> <p>3点目として、新城市自治基本条例がより一層活用されていくように取り組</p>
--	--

んでいただきたい。

4点目、今後新城市自治基本条例を見直す際は、条例に記載されている内容について、ニューキャッスルアライアンスなどを活用し、国際的な観点で評価をしていただくことを検討されたい。

という4点です。

1点目の新城市自治基本条例の解説書について、市民に伝わりやすい表現や文章となるよう、次の諸点を参考にして直していただきたい。これにつきましては、先ほどの議題1の中でも、最終的な検討していただきましたけども、解説書の改正点について箇条書きで示しております。

1点修正をお願いします。箇条書きの2番目の文章、丸の2番目の5行目ですね。「世代のリレーができるまちとなるよう、市民主体のまちづくりを実現」とありますけども、「世代のリレーができるまちとなるよう、市民主体のまちづくりの実現」に修正をお願いします。「市民主体のまちづくりを実現を」といったところを「市民主体のまちづくりの実現を」に修正をお願いいたします。

箇条書きの内容ですけども、市民になじみやすい文章に改めること。新城市自治基本条例は理念条例であり、制定されたことによってすぐに市民生活が変わるということはないが、市民、議会及び行政の3者がお互いに果たしていくべき責務や役割などを明らかにし、お互いに腹を割って話し合い、協力して、新城市が元気に住み続けられ、世代のリレーができるまちとなるよう、市民主体のまちづくりの実現を図ろうとするものであるという旨を記載すること。第7条の説明欄に子どもがまちづくりに参加する機会として、具体例を記載すること。第14条第2項に規定されている市は市民の多様な参加の機会を設けますについて、参加の機会の具体例を、説明欄に記載すること。第24条第1項に規定する新城市市民自治会議が行う新城市自治基本条例の「実効性を確保」について、具体的方法などを説明欄に記載すること。第20条の説明欄に附属機関の位置付けを図で記載し、執行機関と附属機関等の関係性を示すこと。

2点目の新城市市民自治会議の所掌事務について、以下の点について見直しを行っていただきたい。これにつきましては、改正点としましては、新城市市民自治会議条例第2条第1項第1号は、「条例の運用に関する市長への提言」とすることを検討していただきたいということです。理由としましては、条例の運用とは、市の全般的な施策が、新城市自治基本条例の目的や基本原則などに即して行われることを、新城市市民自治会議が検討、協議、提言する、或いは市長からの諮問に答申することで、条例の実効性を確保できる。

条例の普及については、新城市自治基本条例が施行された平成25年度は、新城市自治基本条例の理念や意義を共有していく時期で、条例を普及することや、知ってもらうことに情熱をかけていた時期であったことから、当時の新城

市市民自治会議の仕事として、条例の普及という言葉が出てきたと考えられる。10年を経過して、条例の普及に関しても、条例の運用の範疇と考えられることから、所掌事務から条例の普及は規定せずに、取り除いてもいいのではないかと考えています。

それと、市民自治会議条例第2条第1項第3号、「市民まちづくり集会に関すること」を削除することを検討してもらいたい。これにつきましては、自治基本条例及び市民自治会条例制定当時は、市民まちづくり集会実行委員会から、全く想定しないようなテーマが出されることや、過激な運営をされてしまうことを心配して、市民自治会議においてその内容を把握し、適切な提言をするというねらいがあったと思われる。しかし市民まちづくり集会実行委員会で提案された内容を受け、検討し、最終決定するのは市であるという点。それから、地域協議会や若者議会、総合計画審議会など、市民参加の仕組みが増えてきた中で、市民まちづくり集会もそういった市民参加の仕組みの1つであり、むしろ市民まちづくり集会のみを規定することで、市民自治会議の仕事が曖昧になってくる可能性がある。この2点の理由により、まちづくり集会を所掌事務から削除するという点を検討してもらいたいということです。

それと3点目、新城市自治基本条例がより一層活用されていくように取り組んでいただきたい。具体的な取り組み例としては、代表区長会や若者議会など、市が開催する会議などにおいて、新城市自治基本条例に関する説明の時間を設けるほか、小学生などが理解できるような内容の講座の実施を検討されたい。それから、市が策定した新城市市民参加手続きガイドラインに則して市政への市民参加の機会確保を着実に実施していただきたい。という2点を課題として挙げております。

それと最後ですが、今後新城市自治基本条例を見直す際は、条例に記載されている内容についてニューキャッスルアライアンスなどを活用し、国際的な観点で評価をしていただくことを検討されたい。これについては、〇〇委員さんから、前回の会議でご提案いただいた内容となっております。

以上で答申の内容の説明を終わりたいと思います。ご検討お願いいたします。

《意見交換》

委員	まず何て言いますかね、誤字脱字っていうか、その辺の例えば、2ページの最終行の真ん中あたりに、「新城市市民自治会議第2条第1項1号は」ってこここのところ。自治会議の後に「条例」が落ちてるんじゃないかなと。「新城市市民自治会議条例第2条第1項第
----	--

1号」。

これと同じことがもう1つありましてね、3ページの(3)というのがありますね。真ん中より下に。(3)新城市自治基本条例が云々。その上、自治会議第2条第1項第3号と。「自治会議」と「第2条」の間に「条例」を入れると。自治会議条例ですね。

それからね。箇条書きと先ほど説明がありましたけど、箇条書きの中で、何かおかしなところありましたのでね。3ページ。大分お疲れのようで、この文章を作られるときに。3ページの丸がありますよね2行目に。箇条書きとかいうその5、6行下に次の段落の「また、地域協議会や若者議会」の文章の文末見ていただくと、最後が、「新城市自治基本条例の運用の一つと考えられる。」ここに空白があるもんですからね。空白があるっちゃうことは、段落を変えるっていうことかなっていうことで、その次の行、「これらのことから」という接続詞。後にも出てきますけどね。同じことが出てきますが、「これらのことから」を1字下げた方がいいじゃないかと。或いは、下げるのがいやならば、というよりも下げなくていいというふうに内容をまとめてしまうんなら、詰めてしまうってことですね。「これらのことから」の前。空白がありますのでね。「一つと考えられる」空白があって、行が変わって「これらのことから」と。これを詰めるか、或いは一字下げるっていうことですね。

それから、この同じ例がですね、(3)の丸の1番目と2番目の間。丸の段落が4行あって。4行から5行へ移るときがちょっと変ですねこれ。先ほどと同じことで、詰めるか、「これらのことから」の前を一字下げるか。どちらかにした方がいいじゃないかと。内容のまとまりから考えて。これは、表記上のことです。

中身の内容の方に入っていきますと、この答申案についての諮問のテーマは、「新城市自治基本条例の運用上の成果と課題について」と書いてありますね。成果はこれ書いてないです、この答申に。何が成果だったのか。それらしき文言を探しますとね、本文の1の段落。本文の10行目あたりかな。「その結果、新城市自治基本条例の理念に従い、様々な条例計画などの各段階において」。条例の段階なんてあるんですかね、様々な条例の段階。計画などの各計画の段階、計画の段階はわかりますよねそれ。始めなんか終わりとか。構想、設計、何とかありますよね。計画の段階はわかるんですけど、条例の段階ってのは違う。それはいいとして、これは直さなきゃいけないと思うんですけど。「において様々な市民参加の手法がとられて

	<p>いたことがわかった」ってこれがもう成果なのかな。私たちは、市民参加の機会が設けられていたのか調査したら、様々な市民参加の手法がとられていたことがわかる。なんかこれ、もう少しこう成果と課題ということから、もっと成果をもっと一段落ぐらいは書いた方がいいなと思う。これ成果がないじゃないかな。「一方で、新城市自治基本条例及びその理念が必ずしも市職員に浸透していないことや」って、職員に浸透してないのってどういうことですか。これ十年間もあって。</p> <p>これは成果かね。どういうことじゃないですかっていうことはあるんだけど、実は、市民に関わる施策のうち一部の施策においては市民への情報共有が不十分であったり、新城市自治基本条例がうまく活用されていない事例もあることなんです。そのとおりですねやっぱり。これは、成果としてとらえるなら、このような市職員に浸透してないとかですね。施策がうまくいってないっていうようなことが判明したと。わかったということはこれ成果の一つじゃないですかねこれ。この会議がなければこういうことわからなかった。こういう浸透してないこととか、情報の共有がうまくできてなかったっていうかわかんなかったらこのようなことがわかった。</p> <p>これが成果であるならもう少しちょっと書き方を変えてですね。成果として表すかつ、今言ったように、その市民参加の手法が取られていた具体例をちょっと書くと、市長さんもよくわかるんじゃないかなと思うんですけどね。</p> <p>あとこれ大事なこと、3ページの丸の段落の一番上の段落の最後の方にですね、「しかし、市民まちづくり集会実行委員会で提案された内容を受け、検討し、最終決定するのは市である」という。これ先ほどと一緒に、市というのはこの新城市自治基本条例によれば、市というものは議会と執行機関、市長含み。だから最終決定は市であるんじゃないくて行政だね、これ。行政であるじゃないですかね。最終決定をするのは行政や、つまり執行機関ですね、市長、教育委員会、選挙管理委員会。或いは監査委員。</p> <p>多分ここんところね、ちょっと考えていただければと思います。</p>
会長	<p>はい。どうも、貴重な指摘ありがとうございました。</p> <p>まず形式のところについては、ごもっとなご指摘だったと思いますので、そこのところは、そのように修正できるかと思います。</p> <p>内容について言われたところについては、事務局の方、何かご意見ありますか。</p>

	<p>ひとまず伺ってということでもいいですね、まずはね。</p> <p>はい。そのほかの委員の皆さんからもそのようにして。</p> <p>はい、〇〇さんお願いします。</p>
委員	<p>この文章を見て大変わからないんですよ。</p> <p>何がわからないかっていうと、誰がどういった項目に関して調査されたのか、一切わかりません。私たちがここで会議したのは、実質3回だけです。それなのに、このような立派な文章が出てしまってる。誰がどのように調査を、どういう事項に関して調査されたのか。教えてほしいですね。</p> <p>それから、これはインターネットに載るわけですね。このような市の職員に浸透してないとか、施策に対して考えられていないとかいうことを載せられて、いいのかなと単純に思います。</p> <p>ですので、私とすると、もっと簡単に、まだ運用上の問題として、十分でない部分があるだとか、単にそんな程度で収められた方がいいんじゃないのか。</p> <p>それから、たくさん調査したなんていうのは、私としては納得がいかないです。こんなふうに書かないでいただきたい。これが私のお願いです。</p>
会長	<p>今のお話に関わってこれだけいろいろとやったかというところは、ここでやったかやらないかという話ではなくて、今日も皆さんもね、封筒に入ってる会議録がありますので、その会議録をもう一度読み返していただいた方がいいと思います。それを参考にして、やはり何を議論し、どんな成果があったのか、課題を持ち越したのかっていうことを検証して、皆さんに問いかけて会議を進めてきましたので、〇〇さんの個人的な感想は感想として、記録にありますので、そのようにご理解いただいたうえで扱わせていただきます。</p>
委員	<p>私が言いたいのは、ここで議論したことは認めます。他の構想段階、計画段階、策定・運用段階において調査したっていうのは、何を調査したんですかってことですね。</p>
会長	<p>この会議が調査じゃなくて、この会議が問題提起をして、事務局が庁内の各種施策についての市民参加の現状である課題を調査しましたよ。それに基づいてここで審議してきてるので、我々がすべて調査をするということは、一昨年まではやった経験もあるけども、今年度については、そうでなくて事務局が、すべての課に問いかけをして、そして課長会議もやって、そして、何が問題かっていう調査、研究をしました。他の自治体の調査も行いました。</p>

	それをここでちゃんと還元して、皆さん確認していただきましたよ。よろしいですか。
委員	そうすると、私としては、そこら辺のところ、市民がこの文章でわかりますかねということです。
会長	これは市長に答申するものですから、市長が、これまでの経緯を踏まえて、ご理解いただいて、そして、これからの施策について見直しをしていただくかどうかでことのご判断をいただければいいと。我々はそこまでのところなので、内容を広く市民に問いかけることはしません。よろしいですか。
委員	これはインターネットとかそういうところにはならないってことですね。
会長	その扱いは事務局どうですか。
事務局	答申はいつも公表しております。
会長	うん。これは答申してからの扱いですので、まず受けとめる側の市長さんを念頭に置いて、我々がやったことと、そして審議したことは出しますので、それでいいんじゃないですか。その先のことを考える必要はない。よろしいですか。
委員	今日、先を考えてなくてもいいというのであれば、それなら私もいいです。
会長	皆さんはどうですか。
委員	3ページの(3)の具体的には次のとおりですということの中に、子どもの話があって、中学生などが理解できるようになっていいんですけど、〇〇さんがおっしゃられたこの下のものというふうに、〇〇さんがどういう意図でおっしゃったのかがちょっとあれなんです。例えばこの地域には、ブラジル人の方も見えまますし、国際的な形でこれを解説するっていうことを言われたと僕は思うんですが、ニューキャッスルに別に限定せずに、というふうに思ったんですが、そこら辺はどうかなと思って、はい。
会長	はい。これは〇〇さんに説明してもらった方がいいと思いますので。
委員	最後にちょっとお話をさせていただきたい内容でしたが、国もそうだけど、法律を作っても実効性が問われていますよね、今。実際運用しているということを見るためには、いろんな観点からやっぱり検証してもらうために、たまたまアライアンスっていうのは一番いいですよね。外国に聞くと聞いたってわかるわからないじゃなくて、長年お付き合いしてて、もっというところ、そういうものを、そうい

うところと話をしながら、いろんな基準で検討してもらおうっていう。ちょうどいい窓口なので、せっかくですから利用者がどうなんですかっていう話ですね。

それから最後の方に聞きたかったのが、若者議会にこれを出されて検討してもらおうようなことをやるんですか。ここ若い方はあまり少ないので、それこそ僕らみたいな年代が違うところで議論するのではなくて、違う世代のところで、女性議会でもそうなんですよ。これせっかく作ったんだから、そこに持って行って議論をしてもらって、やはりいろんなことに出してくってという過程を持ってもらう。だからそういう意味で、海外に聞くと言ってもなかなか取り留めがないんで、せっかく新城市には窓口があるんだから、こういうものを渡してね、見てもらって検討するっていう一つの検証のための手段としてどうですかっていう提案をさせていただいた。

ただ、実効性をどうやって見ていくかといったら、いろんなところで持ち上がって検証してもらって、意見をもらってという形がやはり一番即効性があると、そういう意味で書きました。

若者議会や女性議会にこれを出していただいて、検討してもらって、この条文がはっきりいって、おじさんが作った条文で、わけわからないかどうかっていうことも、やはり率直に挙げていただくようなチャンスをとっていただきたいなと思います。とにかく実効性が問われるんですね。

前回の会長さんが言われた子どもさんにもわかるようにということですけども。この文章、読んでもわからないよね。たまたま協議会に出させていただいて、昔の児童会とか生徒会とか一緒にやった方もだいたい同じ年代で出ていたので、ふと思ったのが、あのときもいろんなところでいろんな議論をしたんで、そういうようなところで、こういうのもわかってもらうような形をね。もっと言うと、この文章読んでもわからないのであれば、小学生、中学生用にやっぱり作り直して、それから教育委員会さんの環境があると思うんだけども、ぜひとも学校の教材として使ってもらおうようなことも、活用していただいてね。

そこからいろんな意見を、市民の声ってなかなか吸い上げてもらってないんですよ。私はアライアンスといっって、すごくしっかり動いていただいて、すごい感動しましたんで。そういうことをやはり実感できるような、今後のやり方を取ってもらって、次年度はこういう文章はいいので、どうやって実効性を持ってくかっていう手

	<p>法について検討するような委員会を作っていただくか、そういうような動きをしていただいて、私もそちらでしたら参加したいと思えますので、よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>はい。〇〇さんがおっしゃったことは、今お話にあったように、この（４）の趣旨だと思います。地域に住んでいる例えばブラジルだとかペルーだとか、外国から来ている子どもたちもいますよね。そういった子どもたちというのは、この上のところの、特に小学生、中学生、高校生等に対する云々というところ。つまり、学校に通っている子達がやはり多いので、その学校の教材としてうまく活用する中で、国籍を問わず、やはりこの趣旨がちゃんと伝わるように、運用してもらおうということを今後は期待したいという、そういう話し合いはあると思います。</p> <p>そこで、〇〇さんのお話にあった地域の国際化の実態を踏まえて、この自治基本条例が国籍を問わずすべての住民にやはり伝わっていくように運用されるように、活用されたいという趣旨で持っていくということだと思いますよね。</p>
委員	<p>そうですね。そうした方がいいんじゃないかなと思います。</p> <p>私の意見としては、そういった外国人の方も見えますので、その方のために翻訳するかどうかはわからないですけど、子どもたちにわかりやすいつてなったら、どう簡易の文章にするかっていう、ものすごい難しい話だと思うんですね。</p> <p>だからそういったことで、より広くこの条例を知っていただく手法はあると思います。だけど、外国人も含まれるということを僕がある意味で言いたかったという。</p>
会長	<p>はい。わかりました。</p> <p>〇〇さんがちょっとこの後退席されなきゃいけないので、もしご意見ありましたら一言ご発言いただいて。</p>
委員	<p>ちょっと今回、次の会議が重なって先に退席しなければいけなくなってしまう、大変申し訳ありませんでした。</p> <p>前回もお話させてもらった、今の〇〇さんお話していただいたこの条文とか、この解説書がすごくわかりやすくできていく中で、小学生たち、中学生たちにもわかるっていうのは、実例を持って、うまく条例ができてきて、こういうことを活用して、こういう会議を行ったらこういう話をしてくれますよ、意見を聞いてくれますよっていうことが、わかるようになってきたっていうのはすごくよかったことであるっていうふうに僕は思っています。</p>

	<p>3つの丸が重なった部分がこうですよああですよっていう。すごくよかったなっていうふうに思ったので、作っていただいた事務局の方やら、お話してくださった委員の方に僕は感謝しかないです。大した意見じゃなくて申し訳ありません。</p>
会長	<p>ありがとうございました。 それでは〇〇さん。</p>
委員	<p>はい。ありがとうございます。本日は遅れて参加いたしまして、申し訳ありませんでした。</p> <p>私から1点、検討されたい事項の一番最初に、市民に伝わりやすい表現や文章となるようっていうふうなものが書かれておりますが、運用上の成果と課題について書かれている部分、1ページ目の、その結果からあることが判明したの中に、市民に理解されていないんだっていう文言が一切入っていないんですけど、今〇〇さんであったり〇〇さんもお発言されましたけども、やっぱり伝わっていない。こういったものはやっぱり堅くなっていったらどんどんどんどん若者であったり、もっと下の中学生、小学生にはわからないものになってしまっているんだというところをしっかりとここに明記をしていただきたいなと思いますので、ちょっと皆さんのご意見も聞きながらですけど、ご検討いただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>特に市民への情報共有が不十分であったり、市民にとって理解が進まない現状がある。特に若い世代にとって、この内容がやはり理解ができていない現状をやはりしっかりと着手してないという、そういう趣旨の文言を入れた方がいいという。それはぜひ事務局、検討してもらってまた皆さんに還元したいと思います。</p> <p>〇〇さん、今のところに関して、若者の立場で何か注文があったら遠慮無く言ってください。意見があれば結構です。</p>
委員	<p>わかりにくい表現は僕的にはなかったですけど、難しい漢字を使われちゃうとわかりにくいかなとは思いますが。</p>
会長	<p>これは市長に渡すものなのでね。</p>
委員	<p>そうですね。</p>
会長	<p>ではもし気づいたところがあったら、後でもいいですから事務局に届けてください。</p> <p>これ、市長にやはり出すものなので、市長さんがいくら市民感覚を持っておられていても、やはり我々の言葉で伝えるということ</p>

	<p>がとても大事なので、今、皆さんも気づいたところがありましたら、ひとまず事務局の方に出していただいて、そして全部最後の調整をした上で、一回答申案という形でもう一度、皆さんのところにお届けするような形で進めていきます。</p> <p>それでは皆さんよろしいでしょうか。時間も参りましたので。</p> <p>それでは、今日皆さんからいただいた貴重なご意見を踏まえて、この案をもう一度精査してみたいと思います。そして、事務局でまとめたものをまず最初に副会長と私のところで一度確認をします。そのうえで、委員の皆さんのところに、こういう案でいってもいいかということで、確認とまた連絡をさせていただきます。よろしいですね。それでは、ありがとうございました。</p>
--	--

4 その他

(1) 若者議会 市議会との意見交換

日時：2月3日（金）午後7時から午後9時まで

場所：新城市役所4階会議室

内容：事業報告・意見交換

(2) 若者議会 市長報告

日時：3月23日（木）午後7時から午後9時まで

場所：新城市議会議場

内容：事業報告・1年の振り返り

(3) 女性議会

日時：1月25日（水）午後1時から午後3時まで

場所：新城市議会議場

内容：女性の視点から提案

(4) 令和5年度新城市市民自治会議の委員の公募について

12名の市民公募枠のうち、任期満了する委員と同数を毎年公募しているが、今年度の新城市市民自治会議において、新城市市民自治会議の所掌事務を行っていくうえで、ふさわしい委員を選定するべきではないかという意見が複数出た。そこで、市長が設置する附属機関である新城市市民自治会議の委員について、令和5年度は一旦公募をせずに、どういった委員が市として必要であるか、どういった委員の選考をすべきかについて、市において一度しっかりと見直していく予定。

閉会